

遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱

制定 平成31年4月1日 遠野市下水道事業告示第5号
一部改正 令和元年9月12日 遠野市下水道事業告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、遠野市排水設備工事指定店に関する規程（平成31年遠野市下水道事業管理規程第3号。以下「規程」という。）の規定による遠野市排水設備工事指定店（以下「指定店」という。）又は排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が、排水設備等工事（修繕工事を含む。以下同じ。）の施工に当たり規程第14条の規定による指定店の指定の取消し、指定の効力の停止、規程第20条の規定による責任技術者の職務停止等の処分を受けることとなる行為（以下「違反行為」という。）があった場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の種類及び区分の基準等)

第2条 違反行為の種類は、別表第1の左欄に掲げるとおりとする。

- 2 指定店に違反行為があったときは、別表第1の左欄に掲げる違反行為の種類に対応する同表右欄に掲げる点数を付するものとし、その点数は、その点数を付された日から起算して2年を経過するまで加算の対象とするものとする。
- 3 前項の規定により加算した点数が別表第2の左欄に掲げる点数（以下「処分点数」という。）に達したときは、当該処分点数に対応する同表の右欄に掲げる処分を行うものとする。
- 4 前項の規定に基づき処分を行ったときは、それぞれの処分に相応する処分点数は、当該処分の日をもって消滅するものとする。ただし、第2項の規定により加算した点数から処分点数を差し引いてもなお点数があるときは、その処分の日を起算日として加算の対象とするものとする。

(違反行為の通知)

第3条 指定店の違反行為があったと認めるときは、当該指定店から排水設備工事指定店違反行為届出書（様式第1号）を提出させるものとする。

- 2 前項の規定による届出により違反行為があったことを確認したときは、その旨を排水設備工事指定店違反行為通知書（様式第2号）により当該指定店に通知するものとする。

(処分の警告)

第4条 指定店に違反行為があり、第2条第2項の規定により加算した点数が100点に達したときは、排水設備工事指定店違反行為警告書（様式第3号）により当該指定店に通知するものとする。

(処分の通知)

第5条 指定店の指定の取消し又は指定の効力の停止を決定したときは、その結果を排水工事指定店指定取消（指定の効力の停止）処分命令書（様式第4号）により当該指定店に通知するものとする。

(継続指定の場合の指定の効力の停止処分)

第6条 指定の効力の停止の期間内に指定店の指定が継続されたときは、当該指定の効力の停止の処分の残存期間は、継続した指定の有効期間に引き続くものとする。

(委員会の設置)

第7条 違反行為に対する処分等の内容を審査するため、遠野市排水設備工事指定店処分等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第8条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定店の違反行為に対する処分等に関すること。
- (2) 責任技術者の職務従事の停止に関すること。
- (3) その他下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた事項に関すること。

(組織)

第9条 委員会に委員長を置き、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員長をもって充てる。

- 2 委員は、遠野市市営建設工事等契約予定者選定委員会の委員（上下水道課長を除く。）、総務企画部財政担当課長及び委員長が指名した者をもって充てる。

(会議)

第10条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。
- 3 委員会は、委員半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(結果報告)

第11条 委員長は、委員会において処分等の内容の適否その他所掌事項に関し決定がなされたときは、当該決定事項を管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱（平成17年遠野市告示第100号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 廃止前の遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する処分に関する事務処理要綱により行われた2年以内の当該違反行為等に対する処分等については、この告示の規定による違反行為の前歴として取り扱うものとする。

附 則（令和元年9月12日 遠野市下水道事業告示第2号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年9月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日に生じた違反行為（遠野市排水設備工事指定店の違反行為に対する

処分に関する事務処理要綱第1条の違反行為をいう。)に係る点数(同要綱第2条第2項の点数をいう。)については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

違反行為の種類	違反点数	
	工事指定店	責任技術者
1 次のいずれかに該当し、当該事実発生の日から15日以内にその届出をしなかったとき(規程第8条各号)。		
(1) 名称又は組織を変更したとき。	10点	
(2) 指定店の代表者に異動があったとき。	10点	
(3) 責任技術者に異動があったとき。	10点	
(4) 店舗又は事業所を移転し、又は業務を廃止したとき。	10点	
(5) 連帯保証人に異動があったとき。	10点	
(6) 規程第2条第4号ア、エ又はオのいずれかに該当することとなったとき。	10点	
(7) 責任技術者が規程第17条第3項の規定に該当することとなったとき。		10点
(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者に届け出た事項に重要な変更があったとき。	10点	
2 排水設備工事責任技術者証を不携帯のとき(規程第19条)。	10点	10点
3 指定店の義務を怠ったとき(規程第9条各号)。		
(1) 指定店以外のものに名義を貸し、又は下請負をさせて排水設備等の工事を施工させたとき。	150点	
(2) 正当な理由なく、工事の申込みを拒否したとき。	50点	
(3) 責任技術者以外の者に工事の設計及び監督をさせたとき。	150点	
(4) 排水設備等の工事の施工状況が不明のとき。	30点	30点
(5) 排水設備等の工事設計書及び材料の使用調書を5年間保存しなかったとき。	20点	
4 完了検査に工事を担当した責任技術者を立ち合わせなかったとき(規程第12条第1項)。	30点	30点
5 完了検査に不合格となり、管理者が指定する期間内に改修したが、再検査を受けなかったとき(規程第12条第2項)。	30点	30点
6 完了検査に不合格となり、管理者が指定する期間内に改修しなかったとき、又は改修できない状況になったとき(規程第12条第2項)	150点	150点

7 責任修理完了後、速やかに管理者に工事完了の届出をしなかったとき、又は検査を受けなかったとき（規程第13条第2項）。	30点	30点
8 責任修理を無償で行わなかったとき（規程第13条第1項）。	100点	
9 遠野市下水道条例第7条及び遠野市農業集落排水施設条例第5条に規定する排水設備等の計画又は計画変更の確認を受けずに工事をしたとき。	150点	150点
10 遠野市下水道条例第9条及び遠野市農業集落排水施設条例第8条に規定する排水設備等の工事完了の届出を工事の完了の日から5日以内にしなかったとき。	150点	150点
11 指定店の適格要件を欠いたとき（規程第2条）。	300点	
12 指定停止期間中に新たな工事を行ったとき（規程第14条第1項）。	300点	

別表第2（第2条関係）

処分点数	指定店の処分の種類	責任技術者の処分の種類
150点	指定の効力の停止1月	職務従事の停止1月
200点	指定の効力の停止3月	職務従事の停止3月
250点	指定の効力の停止6月	職務従事の停止6月
300点	指定取消し	職務従事の停止2年